

浄化槽設置整備事業に関する注意事項

1. 交付申請書の受付

令和7年度は、**令和7年 4月10日(木)**から執務時間内にて受付を開始いたします。
新築に関しては**12月末**で・転換に関しては**1月末**で受付締め切り予定とします。

2. 補助対象

① 浄化槽設置補助対象区域は、公共下水道事業計画区域、今治市小規模下水道条例（平成17年今治市条例第254号）別表第1に規定する処理区域及び農業集落排水事業又は漁業集落排水事業の事業採択の決定を受けた区域を除く
（但し、平成27年11月より、公共下水道事業計画区域でも補助対象となる場合もあります。）
詳しくは、環境政策課までお問合せください。

但し、公共事業により、補償を受けて浄化槽の新設、移設等を行う場合は適用除外とします。
また、合併処理浄化槽の更新(設置替)や修繕は対象外となります。

② 補助対象となる住宅は、専用住宅又は併用住宅とします。【但し、居住面積が総面積の2分の1以下となる併用住宅の場合、建物平面図で居住可能と認められる設備（台所・風呂・トイレ等ワンルーム並の設備）が確認できることが必要となります。また、完成後、居住していることを確認するため、住民票等の提出が必要となります。】

③ 補助対象者は、個人に限ります。（申請者本人がその住宅に住むことが条件です。）

④ 市税を世帯で滞納していない方に限ります。

⑤ **令和8年 3月20日(金)**までに実績報告書を提出することができる浄化槽を対象とします。

3. 交付申請書、変更承認申請書、実績報告書の提出先

浄化槽設置場所に属する本庁又は支所とします。

4. 工事着工時期

補助金を交付決定した日以降（補助金交付決定通知書を申請人に送付します。）とします。
交付決定前に工事を着工した場合は、補助金の交付は受けられませんのでご注意ください。

5. 完了検査の依頼

市が実施する完了検査について、交付申請書提出代行者を通じて申請人等への連絡を行っていただきますので、よろしくお願いします。

ア. 本事業に係る提出書類において、申請者欄の押印は不要です。

イ. 工事中写真については、作業項目（台紙のカット数）を撮影のうえ提出すること。

※写真台紙は、ホームページの申請書類に添付してあります。

ウ. 申請書等に記載する住所、氏名は、必ず本人に確認し住民票の通り誤りのないよう記載すること。

エ. 維持管理契約書、清掃契約書には、浄化槽の形式及び人槽を記載すること。

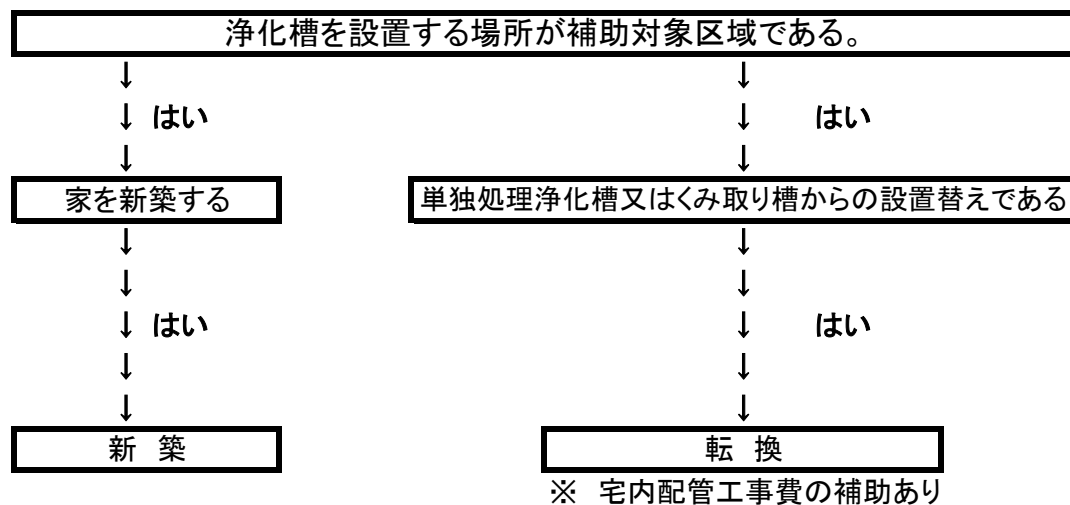
オ. ゼンリン等位置図には、設置ヶ所を朱色で塗り、矢印等で申請地と明記すること。また、「敷地の全景写真」の撮影方向を赤字で記入すること。

カ. 工事請負契約書、見積書、登録浄化槽管理票(C票)、保証登録証、浄化槽維持管理契約書
浄化槽清掃契約書、領収書には、会社名と代表者名(代表取締役、支店長等)を記載すること。

キ. 機種、設置業者、設備士等申請事項に変更がある場合は、変更承認申請を提出し、承認を得た後に
工事着手等すること。

ク. 申請書提出時に添付する「敷地の全景写真」に浄化槽設置場所を赤字で図示すること。

6. 補助区分(別表第3の第1欄に掲げる区分(要綱第5条))



<注意>

単独処理浄化槽からの設置替えであっても転換とならない場合があります。

増改築により、合併処理浄化槽を設置替えする際に、既存単独処理浄化槽の人槽より大きくなる場合など

例) 既存単独処理浄化槽 5人槽 ⇒ (増築) 合併処理浄化槽 7人槽

ご質問等ございましたら、下記までご連絡ください。

連絡先 今治市 環境政策課

TEL 0898-36-1535(直通)

FAX 0898-24-7530